



叙勲受章おめでとうございます

☎ 秘書広報課 ☎ 206

国家または公共に対する長年の功績や特定の分野における業績を称えられ、市内では次の方々が荣誉に輝かれました。

令和元年春の叙勲

旭日小綬章(地方自治功労)



かじ けんぞう 梶 兼三さん
元富士見市議会議員



よこやま ひろし 横山 博さん
元朝霞地区一部事務組合
消防正監



かとう たけお 加藤 猛雄さん
元警察庁事務官

瑞宝小綬章(消防功労)



なかたけ たかのり 中武 孝則さん
元3等陸佐

瑞宝双光章(防衛功労)



やまだ のぼる 山田 昇さん
元警視庁警部

瑞宝双光章(警察功労)

第32回危険業務従事者叙勲



富士見市プレミアム付商品券の取扱加盟店を募集します

☎ プレミアム付商品券事業推進室 ☎ 292

市では消費税・地方消費税の引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和させ、市内での消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行します。これに伴い、商品券を取り扱う店舗を募集します。

プレミアム付商品券取扱加盟店の申込方法など

申込資格／富士見市内の事業所(市内で小売店、飲食店、サービス店など、市民が日常的に買い物ができる店舗、事業所)

申込期限／9月30日(月)(必着)

申込み／申込書に記入し、FAX、メールまたは直接お申し込みください。

※申込書は市ホームページや富士見市商工会にあります。

※7月25日(木)までに申し込むと、商品券購入対象者へ配布する取扱店一覧に掲載します。7月26日(金)以降の申込みは市ホームページのみの掲載です。

※加盟店登録料、換金手数料などの負担はありません。

申込先／富士見市商工会

☎049-251-7801

FAX049-251-7624

羽沢3-23-15

✉hujimi@syokokukai.jp

市 令和2年4月1日付け採用 職員募集

【後期試験】

第1次試験日／9月22日(日)

☎職員課 ☎218

市民の皆さんから「富士見市に住んでよかった」と感じてもらえる元気な市役所をつくるため、多くの方の応募をお待ちしています。

【受験案内の配布】

配布期間／7月1日(月)～8月23日(金)

配布場所／市役所本庁舎総合案内、職員課、各出張所・公民館・コミュニティセンター・交流センターで配布します。市ホームページからも入手できます。

※7月4日(木)にさいたまスーパーアリーナで開催の県内市町村職員採用合同説明会でも配布します。

【採用試験の申込み】

申込期間／8月1日(木)～23日(金)

申込方法／インターネットによる電子申請、郵送(必ず特定記録または簡易書留。消印有効)または職員課に持参のいずれかでお申し込みください。

※詳しくは受験案内または市ホームページをご覧ください。



令和元年度新規採用職員の皆さん

【注意事項】

- 前期試験(令和元年6月2日実施)を受験された方は後期試験(今回)を受験できません。
- 採用予定日は令和2年4月1日です。
- 採用予定人数は変更する場合があります。

【説明会の開催】

市の採用試験(後期試験)の受験を検討している方を対象に説明会を実施します。

とき／7月26日(金)午後2時～4時30分(予定)

場所／市役所1階全員協議会室

内容／市の概要・施策・採用試験についての説明など、職員との座談会、庁舎見学(本庁舎など)

申込み／7月1日(月)～12日(金)にインターネットによる電子申請でお申し込みください。

※説明会への参加が採用選考に影響することはありません。

※職員採用試験を受験するためには、別途職員採用試験の申込みが必要です。

職 種	採用予定人数	受 験 資 格(①+②)	
一般事務職	10人程度	①学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方または令和2年3月卒業見込みの方	②平成7年4月2日～平成14年4月1日生まれの方
一般事務職(障がい者)	1人		②平成7年4月2日～平成14年4月1日生まれの方で、受験申込みの期日までに次のいずれかの手帳の交付を受けている方 ● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
保育士	2人		②平成2年4月2日～平成14年4月1日生まれの方で、保育士の資格を有する方(令和2年3月末日までに資格取得見込みを含む)
土木技術職	3人程度		②昭和54年4月2日～平成14年4月1日生まれの方で、次のいずれかに該当する方 ● 土木関係の専門課程(土木工学などの学部や学科)で専門科目を履修した方(令和2年3月卒業見込みを含む) ● 1級または2級土木施工管理技士の資格を有する方 ● 技術士(建設または上下水道部門)の資格を有する方
電気技術職	1人		②昭和54年4月2日～平成14年4月1日生まれの方で、次のいずれかに該当する方 ● 電気関係の専門課程(電気工学などの学部、学科)を卒業した方(令和2年3月卒業見込みを含む) ● 第一種または第二種電気工事士の資格を有する方 ● 1級または2級電気工事施工管理技士の資格を有する方
学芸員	1人	平成2年4月2日以降生まれの方で、次のすべてに該当する方 ● 大学または大学院で考古学の専門課程を卒業または修了した方(令和2年3月卒業または修了見込みを含む) ● 博物館法に定める学芸員の資格を有する方または令和2年3月末日までに資格取得見込みの方	

※詳しくは受験案内または市ホームページをご覧ください。



介護保険からのお知らせ

☎ 高齢者福祉課 ☎ 393

介護保険料の軽減

10月1日から予定されている消費税の引き上げによる増収分を財源として、介護保険料を下表の通り軽減します。平成30年中の所得などを基に市で保険料を算出し、通知します。

対象 65歳以上で市民税非課税世帯の方(保険料段階第1～3段階)
※手続きは不要です。

〔7月8日(月)発送〕

介護保険料納付通知書

令和元年度介護保険料納付通知書を7月8日(月)に発送予定です。

介護保険は介護が必要になったときに安心してサービスが利用できるよう、社会全体で支え合う制度です。40歳以上の方が納める保険料や国・県・市が負担する公費で運営しています。保険料は納期限までに納付をお願いします。

保険料の納付方法

- ① 特別徴収(年金からの天引き)
老齢・障害・遺族年金の受給額が年額18万円以上の方
- ② 普通徴収(納付通知書で納付)
老齢・障害・遺族年金の受給額が年額18万円未満の方

※40歳以上65歳未満の方の介護保険料は、医療保険料と合算して徴収されます。

対象と軽減額

段階	対象	平成30年度		令和元年度(平成31年度)		軽減額(円)
		軽減前 保険料率	年間保険 料額(円)	軽減後 保険料率	年間保険 料額(円)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> • 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 • 生活保護を受給している方 • 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	0.450	27,700	0.375	23,100	4,600
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> • 世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当しない方かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方 	0.700	43,200	0.600	37,000	6,200
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> • 世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当しない方かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方 	0.750	46,200	0.725	44,700	1,500

保険料の減免

災害などによる損害や収入の著しい減少などにより、保険料の納付が困難となった場合は保険料の減免を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

介護保険料を滞納すると

介護保険料の滞納が続くとその未納期間に応じて、介護サービスの利用などに制限が生じます。2年以上未納が続くと利用者負担額が3/4割に引き上げられます。保険料の支払いが困難な場合はご相談ください。

便利な口座振替をご利用ください

ページー口座振替受付サービス

申込み/市役所窓口で銀行のキャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力するだけで簡単に申込みができます。

取扱開始日/毎月10日までに申し込みがあった分は、同月末の納期分から開始となります。

注意 納期限が過ぎたものは口座振替ができません。

※いるま野農業協同組合は、本サービスの利用はできません。

介護保険料口座振替申込書

申込み/預金口座使用の印鑑、預金通帳、納付通知書を持参し、指定金融機関または高齢者福祉課、各出張所でお申し込みください。

取扱開始日 / 金融機関に月の20日までに申し込んだ場合は翌月の納期分から、21日以降に申し込んだ場合は翌々月の納期分から開始となります。

注意 / 納期限が過ぎたものは口座振替ができません。※のうちよ銀行(郵便局)を指定する場合は専用の申込書があります。





国民年金保険料の免除制度

☎ 保険年金課 年金係 ☎317

7月1日(月)から令和元年度の免除申請(全額・一部免除、納付猶予)の受付が始まります。経済的な理由や災害などで、保険料の納付が困難な方は申請してください。免除を受けるには申請者本人のほか、配偶者や世帯主の前年所得が基準額以下であることが要件です。所得税や住民税が未申告の場合は申告が必要になることもあります。なお、令和元年度の国民年金保険料は月額1万6千410円です。

一部免除を承認された方
納付すべき一部保険料を納付しないと未納扱いとなり、老齢・障害・遺族年金の受給資格期間には含まれません。

免除・猶予を継続希望された方
免除・猶予の申請は毎年必要ですが、現在全額免除または若年者納付猶予の承認があり、申請時に自動継続を希望された方は申請する必要はありません。審査が終わり次第、年金事務所から結果が届きます。

- 申請に必要なもの／**
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバー(個人番号)カードなど)
 - 基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの
 - 失業を理由とする方は、雇用保険受給資格者証の写し
 - または雇用保険被保険者離職票などの写し
- ※代理人による申請の場合は、代理人本人の確認書類(運転免許証など)と印鑑が必要です。代理人が別世帯の場合は委任状もご持参ください。
- 免除・猶予期間の追納希望の方**
将来受け取る年金額が少なからぬよう、10年以内であれば後から保険料を納付できます(追納)。この場合、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に一定の金額を加算して納めることになります。

申請場所／保険年金課

詳しくは保険年金課年金係
川越年金事務所(☎049-242-2657)へお問い合わせください。

広報『富士見』にユニバーサルデザインフォントを導入しました

☎ 秘書広報課 ☎241

より見やすく読みやすい広報紙とするため、今月号からユニバーサルデザインフォント(UDフォント)を導入しました。UDフォントとは、従来の書体に分かりやすさ、読みやすさ、間違えにくさを向上させた書体です。今後もより多くの市民の皆さんが親しめる広報紙となるよう努めていきます。

UDフォントのおもな特徴

ユニバーサルデザインのゴシック



はなれを明確にすることで、形の似た文字を判別しやすい



市税・国民健康保険税の口座振替推進キャンペーン 新米を100人にプレゼント

☎ 収税課 ☎360

市税などの口座振替の周知と利用促進を目的として、「口座振替推進キャンペーン」を実施します。キャンペーン期間中、新規に市税などの口座振替を申し込んだ方の中から、抽選で100人に埼玉県産の新米(5kg)をプレゼントします。

期間／7月1日(月)～9月30日(月)

対象／キャンペーン期間中に収税課、各出張所および郵送で新規に市税などの口座振替を申し込んだ方

対象税目／市・県民税(普通徴収)、固定資産税(都市計画税)、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)

抽選・結果／抽選し、当選された方へ11月上旬ごろ通知します。

口座振替の申込方法／次の①または②でお申し込みください。

① **口座振替申込書**
納税通知書、預金通帳、通帳届出印をご持参ください。

② **ページー口座振替受付サービス(市役所窓口のみ)**
取扱金融機関のキャッシュカード、納税通知書をご持参ください。

※専用端末にキャッシュカードを通して、暗証番号を入力するだけで、簡単に口座振替の申込みができます。

※いるま野農業協同組合は、本サービスの利用はできません。





国民健康保険からのお知らせ

☎ 保険年金課 国保税係 ☎315

〔7月8日(月)発送〕

国民健康保険税納税通知書

国民健康保険(国保)税の納税通知書を7月8日(月)に発送します。世帯主が国保に加入していても、世帯内に国保加入者がいると納税義務者になります。

国保税の税率改定

国保制度を安定させ、持続可能なものとするために平成30年度から令和2年度まで国保税を表1のとおり改定しています。納税通知書の内容をご確認ください。

国保税の軽減

前年の世帯の合計所得額が表2の軽減判定基準所得以下の場合、均等割と平等割が軽減されます。

軽減を受けるには、所得の申告が必要です。所得税や市・県民税の扶養家族になっている方も16歳以上の場合は申告が必要です。また、障害・遺族年金・傷病手当金、雇用保険が主な収入の方も申告が必要です。

年金天引き

国保税の年金天引きは年6回です。4月、6月、8月はその年の2月に天引きした額と同額を仮徴収します。10月、12月、2月は本徴収として、前年の所得に応じた額を天引きします。

年金天引きではなく口座振替を希望する場合は、年金天引き中止依頼書を保険年金課にご提出ください。提出から切替えまでは約3か月かかります。

多子減免制度

前年の世帯の合計所得額が400万円以下の世帯で、22歳以下の被保険者が3人以上いる世帯の国保税を減額します。減免を受けるには、申請が必要です。

対象の方には、納税通知書に申請書と返信用封筒を同封しますので、記入して郵送または保険年金課にご提出ください。

倒産や解雇などで離職した方へ

倒産や解雇などで離職された方は軽減される場合があります。対象／雇用保険受給資格者証の離職時年齢が65歳未満であり、離職理由の番号が次の番号の方

- 11・12・21・22・23・31・32・33・34
離職理由番号／

表1. 国保税の税率改定

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
基礎課税分	所得割率	6.00%	6.44%	6.95%
	資産割率	22.0%	11.0%	廃止
	均等割額	16,100円	21,800円	28,300円
	平等割額	10,800円	6,000円	廃止
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.10%	2.10%	2.10%
	均等割額	7,000円	8,000円	9,000円
介護納付金分	所得割率	1.20%	1.40%	1.60%
	均等割額	10,600円	11,600円	12,600円

※令和元年度の課税限度額は基礎課税分58万円、後期高齢者支援金等分19万円、介護納付金分16万円です。令和2年度以降は未定です。

表2. 令和元年度の軽減割合

軽減判定基準所得額	軽減割合
33万円	7割
33万円 + (28万円 × 国保加入者と特定同一世帯所属者*の人数)	5割
33万円 + (51万円 × 国保加入者と特定同一世帯所属者*の人数)	2割

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人



納付が困難なときは

収入の減少や災害などによって納付が困難になった場合は、申請により国保税が減免される場合があります。減免申請は各納期限の7日前までです。預貯金や資産などの調査を行う場合があります。

必要書類／世帯主と離職された方のマイナンバー(個人番号)が分かるもの、窓口で申請する方の本人確認書類、世帯主の印鑑 ※手続きの際に雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コードが必要ですので、分かるようにして手続きにお越しくください。



なくそう！望まない受動喫煙

☎ 健康増進センター ☎049-252-3771

健康増進法の改正で7月1日(月)から行政機関の庁舎をはじめ、学校・病院・児童福祉施設などは敷地内禁煙になります。

受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者など

に特に配慮されます。望まない受動喫煙を防止するために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

下表のとおり、その施設の類型・場所ごとに対策を実施します。

	施設の類型・場所	対策	施行日
第一種施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校、幼稚園、保育所など 病院、診療所、薬局 行政機関の庁舎など 	敷地内禁煙(※1)	7月1日
第二種施設	上記の施設以外(※2) <ul style="list-style-type: none"> 飲食店、ホテル、旅館 事務所、工場 旅客運送事業船舶・鉄道 そのほかすべての施設 	原則屋内禁煙 (喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室を設置することは可能)	令和2年4月1日
喫煙目的施設	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙を主目的とするバー、スナックなど 	施設内で喫煙可能	令和2年4月1日

(※1) 屋外で受動喫煙防止の措置がされた場所に喫煙場所を設置することは可能です。

(※2) 従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

- 20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入ることはできません。



国保へ加入している方へ 高齢受給者証などの更新

☎ 保険年金課 健康保険係 ☎④313

高齢受給者証

70～74歳の方に発行している国民健康保険高齢受給者証は7月31日(水)で期限切れになります。8月1日(木)からの新しい高齢受給者証を7月下旬に発送します。

有効期限が過ぎた高齢受給者証は保険年金課または各出張所へご返却ください。

限度額適用認定証

限度額適用認定証を医療機関で提示すると、医療費の支払いが世帯の所得区分に応じた自己負担限度額までになります。

入院や高額な外来診療を受ける場合は交付申請をしてください(国保税の滞納がない方が対象)。

現在お手元にあるものは7月31日(水)で期限切れになります。該当の方には更新の通知および申請書を7月中旬に送付します。更新が必要な方は、保険年金課または各出張所に申請書をご提出ください。



後期高齢者医療からのお知らせ

☎ 保険年金課 老人医療係 ☎④321

【7月8日(月)発送】

後期高齢者医療保険料決定通知書

納付方法は年金受給額や資格取得時期などにより、特別徴収(年金天引き)と、普通徴収(口座振替または納付書での納付)に分かれます。

平成30年度中に保険料の減額または変更により、年金からの特別徴収が停止された方や普通徴収に変更になった方は、7～9月は普通徴収での納付になります。

後期高齢者医療保険証

8月1日(木)に更新します。新しい保険証は7月中旬以降に郵送します。

有効期限の過ぎた保険証は保険年金課または各出張所へご返却ください。

納付が困難なときは相談を

収入の減少や病気などによって納付が困難になったときは、お早めにご相談ください。



児童扶養手当の更新をお忘れなく

☎ 子育て支援課 ☎ 345

現在、児童扶養手当（ひとり親家庭の方に支払われる手当）を受けている方は、次の期間中に更新手続き（現況届）をしてください。該当する方へ7月下旬に通知書を郵送します。

とき／8月3日(土)～8日(木)午前9時～午後4時30分

※3日(土)は午後0時30分まで受付
8日(木)は午後7時まで受付

※日曜を除く

場所／市役所1階全員協議会室

※右記期間以外の8月中は子育て支援課で受け付けます。



人権擁護委員に委嘱

☎ 人権・市民相談課 ☎ 270



高橋千代子氏

高橋千代子氏（水子在住）が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。主に市民相談員として、人権擁護に関わる活動に従事します。



上下水道に異常があるときに7・8月の当番店

☎ 水道課 ☎ 525 下水道課 ☎ 427

宅地内で突発的な漏水や下水管のつまりなどが発生したときは、市が指定する下記の当番店または管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください（修理代自己負担）。

※工事店の都合により、当番店を変更することがあります。
※マンション・アパートなどは管理者へ連絡してください。

7月				8月			
日	曜日	工事店名	電話番号	日	曜日	工事店名	電話番号
1	月	協和工業(株)	049-252-2188	1	木	岩田工業所	048-472-1026
2	火	(有)三枝鉄工所	049-254-2036	2	金	(有)神保水道	049-253-3515
3	水	(有)武井設備	049-258-3525	3	土	(有)神保水道	049-253-3515
4	木	岩田工業所	048-472-1026	4	日	(有)神保水道	049-253-3515
5	金	(有)武井設備	049-258-3525	5	月	(有)神保水道	049-253-3515
6	土	岩田工業所	048-472-1026	6	火	(有)神保水道	049-253-3515
7	日	(有)神保水道	049-253-3515	7	水	(有)神保水道	049-253-3515
8	月	(有)神保水道	049-253-3515	8	木	(有)神保水道	049-253-3515
9	火	(有)神保水道	049-253-3515	9	金	(有)神保水道	049-253-3515
10	水	(有)神保水道	049-253-3515	10	土	(有)神保水道	049-253-3515
11	木	(有)神保水道	049-253-3515	11	祝	(有)神保水道	049-253-3515
12	金	(有)神保水道	049-253-3515	12	振	(有)神保水道	049-253-3515
13	土	(有)神保水道	049-253-3515	13	火	(有)神保水道	049-253-3515
14	日	(有)神保水道	049-253-3515	14	水	(有)神保水道	049-253-3515
15	祝	(有)神保水道	049-253-3515	15	木	(有)神保水道	049-253-3515
16	火	(有)神保水道	049-253-3515	16	金	(有)神保水道	049-253-3515
17	水	(有)神保水道	049-253-3515	17	土	(有)神保水道	049-253-3515
18	木	(有)神保水道	049-253-3515	18	日	(有)神保水道	049-253-3515
19	金	(有)神保水道	049-253-3515	19	月	(有)神保水道	049-253-3515
20	土	(有)神保水道	049-253-3515	20	火	(有)神保水道	049-253-3515
21	日	(有)神保水道	049-253-3515	21	水	(有)神保水道	049-253-3515
22	月	(有)神保水道	049-253-3515	22	木	(有)神保水道	049-253-3515
23	火	(有)神保水道	049-253-3515	23	金	(有)神保水道	049-253-3515
24	水	(有)神保水道	049-253-3515	24	土	(有)神保水道	049-253-3515
25	木	(有)神保水道	049-253-3515	25	日	(有)神保水道	049-253-3515
26	金	(有)神保水道	049-253-3515	26	月	(有)神保水道	049-253-3515
27	土	(有)神保水道	049-253-3515	27	火	(有)神保水道	049-253-3515
28	日	(有)神保水道	049-253-3515	28	水	(有)神保水道	049-253-3515
29	月	(有)神保水道	049-253-3515	29	木	(有)神保水道	049-253-3515
30	火	(有)神保水道	049-253-3515	30	金	(有)神保水道	049-253-3515
31	水	(有)神保水道	049-253-3515	31	土	(有)神保水道	049-253-3515

管工事業協同組合事務所
☎049-255-5611（月～金曜午前9時～午後4時）



男女共同参画に関する市民意識調査

☎ 人権・市民相談課 ☎ 271

市における男女共同参画社会の現在の状況や市民意識を把握し、今後の取組みに反映させるため、調査を実施します。調査票が届きましたら、ご協力をお願いします。調査結果は、ホームページなどでお知らせします。

対象／18歳以上の市民から無作為に抽出した2千人

調査方法／郵送によるアンケート調査

実施日／7月中旬～下旬



消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎ 049-252-7181
【相談日】月～金曜 10:00～12:00、13:00～15:30

「損害保険金が使えない」と勧誘する住宅修理に注意！

「損害保険で負担なく家屋の修理ができる」といった訪問勧誘が増えています。契約しても、保険対象外で工事費が全額自己負担となったり、途中でおかしいと気が付いて契約解除を求めても、高額なキャンセル料を取られることがあります。



【消費者へのアドバイス】

- 保険での修理を勧誘されても、必要な修理が自己負担なくできるかどうか分かりません。
- その場では契約せず、まずは自分が加入している保険契約内容を確認し、自分自身で契約している保険会社に相談しましょう。
- 不安に思った時は消費生活センターにご相談ください。